別記様式（第3条関係）

|  |
| --- |
| （表） |
|  | 第　　　号徴収職員証　　　　　　　　　　　　　　　所　　属　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　年　　月　　日 |  |
|  |  |
| 　年　　月　　日発行熊本県阿蘇郡産山村長　　　　　　　　　　印 |  |
| （裏） |
| 注意1　村の税外収入金等の滞納処分に関する事務を行うときは、本証を必ず携帯しなければならない。2　関係人の請求があったときは、本証を提示しなければならない。3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4　本証を紛失し、若しくは毀損し、又は氏名等を変更したときは、直ちに村長に届け出なければならない。5　徴収職員でなくなった者は、本証を村長に返納しなければならない。 |
|  |